

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和4年7月22日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 担当部局

〒438-0026 静岡県磐田市西貝塚3577-1

静岡県立磐田学園総務課

電話番号 0538-32-2108

3 入札に付する事項

(1) 業務名

静岡県立磐田学園給食業務委託

(2) 業務場所

磐田市西貝塚3577-1 静岡県立磐田学園

(3) 業務概要

静岡県立磐田学園における給食業務の運営管理及びこれに付随する業務

(4) 業務期間

令和4年10月1日（土）から令和7年9月30日（火）まで（長期継続契約）

(5) 入札方法

総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

なお、入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する一般業務の委託に係る競争入札参加資格において、営業種目「81給食」を主登録としている者であり、県西部地区を含む地域を納入希望先とする者であること。
- (3) 静岡県内に本社又は営業活動の拠点となる事業所を有する者であること。
- (4) 当該業務期間の開始日において、業務遂行に適した技能を有する必要かつ十分な人員を適正に配置し、円滑に業務を遂行する能力を有する者であること。
- (5) 過去5年間に、静岡県内において社会福祉施設、学校若しくは病院における給食業務の受託実績があること。

- (6) 当学園の調理施設が、災害、食中毒等で使用できなくなった場合及び営業停止等の行政処分により委託業務の遂行が困難となった場合に、上記②の条件を満たす者から、代行して給食を供給することができる者をあらかじめ指定することができること。
- (7) 社会福祉施設での給食業務 3 年以上の栄養士又は調理師の有資格者 1 名を、常勤（正社員）の現場責任者として配置でき、かつ栄養士又は調理師の有資格者 1 名を、当施設を本務とする補佐者として常勤（正社員）で配置できること。
- (8) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者ないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (10) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、次の書類を期限までに提出し、下記 7 に示す方法による確認を受けること。よって、提出期限までに申請書を提出しない者は本入札に参加することができない。また、入札執行者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出書類
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 競争入札参加資格審査結果通知書の写し
 - ウ アにおいて、4(5)に係る実績として記載した業務の契約書の写し
- (2) 提出期間 公告の日の翌日から令和 4 年 8 月 1 日（月）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。
- (3) 提出先 上記 2 に同じ

(4) その他

- ア 提出された申請書等は返却しない。
- イ 提出期限後における申請書の訂正及び再提出は認めない。

6 仕様書及び入札説明書の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告の日から令和4年8月1日（月）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無償で直接配布する。

7 入札参加資格の確認等

上記5により提出された書類をもとに資格を審査し、「入札参加資格確認通知書」を郵送する。審査の結果、入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。なお、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める方法により、入札執行者に対して入札参加資格がないと認められた理由について、説明を求めることができる。

8 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和4年8月9日（火）午前10時

(2) 入札執行場所

〒438-0026 静岡県磐田市西貝塚3577-1

静岡県立磐田学園 会議室

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は入札説明書による。

(3) 本契約は長期継続契約とする。ただし静岡県立磐田学園は、契約をした日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、当該契約を解

除することができるものとする。

- (4) 本契約における消費税及び地方消費税の額は、本契約締結後、消費税法等関係法令の改正施行に併せ、改正後の税率を適用した額を確定するものとする。